備考

１・２　（略）

３　この表の下欄に掲げる水銀等の量は、熱源として電気を使用する施設及び三の項から六の項までに掲げる施設にあつては第一号に掲げる式により、その他の施設にあつては第二号に掲げる式により算出された水銀等の量とする。

一　（略）

二　C＝（21－On）／（21－Os）・Cs

この式において、C、On、Os及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。

C　水銀等の量（単位マイクログラム）

On　次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。

一の項、二の項	6
七の項	10
八の項、十の項	12
九の項	16

Os　排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。）（単位百分率）

Cs　環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であつて圧力が一気圧の状態における排出ガス一立方メートル中の量に換算したもの（単位マイクログラム）

４　（略）

（大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年環境省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則別表第一の五の項中欄中「令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）」を「令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）」に改め、同項下欄中「四〇〇マイクログラム」を「三〇〇マイクログラム」に改める。

附則別表第一の五の項の次に次のように加える。

五の二	四〇〇マイクログラム

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の日において現に設置されている第一条による改正後の大気汚染防止法施行規則（この項において「新大気汚染防止法施行規則」という。）別表第三の三の九の項の中欄に掲げる施設（設置の工事が着手されているものを含む。）に係る新大気汚染防止法施行規則第十六条の十八の規定の適用については、同項の下欄に掲げる水銀等の量は、当分の間、一〇マイクログラムとする。

備考

１・２　（略）

３　この表の下欄に掲げる水銀等の量は、熱源として電気を使用する施設及び三の項から六の項までに掲げる施設にあつては第一号に掲げる式により、その他の施設にあつては第二号に掲げる式により算出された水銀等の量とする。

一　（略）

二　C＝（21－On）／（21－Os）・Cs

この式において、C、On、Os及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。

C　水銀等の量（単位マイクログラム）

On　次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。

一の項、二の項	6
七の項	10
八の項、九の項	12
（新設）	

Os　排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。）（単位百分率）

Cs　環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であつて圧力が一気圧の状態における排出ガス一立方メートル中の量に換算したもの（単位マイクログラム）

４　（略）